

[事案 23-193] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 8 月 17 日 和解成立

<事案の概要>

元本保証の保険であるとの説明を信じて変額個人年金に加入したが、実際には元本保証ではなかったとして、契約の取消しを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 5 月、銀行を窓口として変額個人年金保険に加入したが、下記の理由により、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 定期預金満期手続きの際、募集人（銀行員）より「元本保証であり運用もプロが行うので大丈夫」との説明を受け、有利な定期預金の継続であると思い契約したが、実際には、元本保証ではなかった。
- (2) 契約者本人（79 歳 9 カ月）の金融知識、理解力を十分に精査することなく、十分な説明を行わないまま、適合性に欠ける商品を同席者のない個室にて契約させた。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対して、パンフレット、ご契約に際しての重要事項を提示し、適宜、読み上げる方法により、本商品の内容及びリスクを説明している。
- (2) 申立人が本商品に関する意向・適合性を確認し、申立人から本商品に関する契約の申込みを受けている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、申立人の健康上の理由から、申立人の事情聴取を行うことができなかったことも踏まえ、下記のとおり本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 下記の事実を照らすと、申立人が主張するような錯誤に陥っていたと認めることはできず、仮に、錯誤に陥っていたとしても、重大な過失があったといわざるを得ないため、申立人から無効を主張することはできない。
 - (a) 「お客様へのお知らせ」（事前同意書）には、「保険商品は生命保険会社の商品であり預金ではありません。・・・また、元本の返済は保証されておりません。」との記載があり、申立人による自署、捺印がなされている。
 - (b) パンフレット、「ご契約に際しての重要事項」等には、本件商品が「資産運用の実績に基づき死亡保険金額、解約返戻金額、および将来の年金額が増減する仕組みの保険」であること、特別勘定による資産運用では、価格変動リスク・為替リスク・信用リスク・金利変動リスクがあり、運用実績によっては、受け取る年金や解約返戻金の合計

額が、既払込保険料の合計額を下回る可能性があることが明記されている。

(c) 募集人は、募集に当たり、3回にわたり、申立人宅を訪問し、商品の説明を繰り返しており、初回訪問日から契約申込みに至るまで約1か月の期間が置かれている。

(d) 申立人は、平成22年8月、死亡保険金受取人を、契約申込時の3名から1名へと名義変更請求をしている。

(2) しかしながら、契約当時の申立人の年齢が79歳9か月であり、当時、ひとり暮らしであったことを考えると、募集に際して、もう少し慎重な配慮があってもよかつたのではないかと思われる。

(3) 確かに、募集人は、本件募集に当たっては、複数回面談を実施し、初回訪問日から契約申込みに至るまで約1か月の期間を置いているが、リスク商品である本件商品を高齢者に販売する場合には、顧客の状況に応じ、その他に、例えば、家族の同席を依頼する、家族に相談するように促す、あるいは複数の担当者で面談する等、さらに別の方法も併用することが望ましかつたと考える。